



後期高齢者医療制度の 新しい被保険者証を送付します

▶問合せ 保険年金グループ ☎079 (435) 2581

被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。7月15日頃に新しい被保険者証を送付しますので、8月1日から新しい被保険者証を医療機関等の窓口で提示してください。保険料の納付状況によっては、有効期間が短い被保険者証（短期被保険者証）を送付することがあります。納付が困難な事情がある場合は早めに相談してください。

8月以降の一部負担金の割合は、同一世帯内の被保険者の平成27年中の所得により算出された平成28年度の住民税課税所得と平成27年中の収入額をもとに計算されています。また、世帯状況の異動や所得の更正により、随時変更されることがあります。

▶医療費の一部負担金の割合と自己負担限度額など

区分	一部負担金の割合	自己負担限度額 (月額)		入院時の食事代の標準負担額 (1食当たり)	該当条件
		個人単位 (外来)	世帯単位 (入院含む)		
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円) × 1% [44,400円] ※1	360円 ※2	同一世帯に住民税課税所得145万円以上の被保険者がいる世帯の方※4 ただし、住民税課税所得145万円以上でも収入額 (年金・給与等収入合計) が一定の金額に満たない方 (※5) は、市 (区) 町の担当窓口申請することにより「一般」の区分となります。 【対象となる可能性がある方には申請書を送付しています】
一般		12,000円	44,400円		「現役並み所得者」、 「低所得II」、 「低所得I」 以外の方
低所得	II	1割	8,000円	210円 [160円] ※3	世帯員全員が住民税非課税 ○各所得が必要経費・控除 (公的年金等控除額は80万円として計算) を差し引いたときに0円となる方 ○老齢福祉年金の受給者
	I			100円	

- ※1 [] 内は過去12ヵ月以内に世帯ですでに3回以上の高額療養費が支給されている場合、4回目からの額
- ※2 ○指定難病患者については260円に据え置かれます。
○平成28年3月31日において1年以上継続して精神病院に入院していた方で平成28年4月1日以降も引き続き医療機関に入院する方については、当分の間、1食につき260円です (平成28年4月1日以後、合併症などにより同日内に他の病床に移動または他の保険医療機関に転院し、引き続き入院した場合を含む)。
- ※3 [] 内は過去12ヵ月の入院日数が90日を超える場合、91日目からの額 (申請が必要)
- ※4 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいる世帯は、住民税課税所得額145万円以上であっても、被保険者全員の基礎控除 (33万円) 後の総所得金額などの合計額が210万円以下であれば、1割負担となります。
- ※5 (次のいずれかの場合)
○同一世帯に被保険者が一人の場合 : 被保険者の収入額 … 383万円
○同一世帯に被保険者が一人で70歳以上75歳未満の方がいる場合 : 被保険者と70歳以上75歳未満の方全員の収入合計額 … 520万円
○同一世帯に被保険者が二人以上いる場合 : 被保険者全員の収入合計額 … 520万円

限度額適用・標準負担額減額認定証

世帯員全員が住民税非課税 (表の区分で低所得 I・II に該当) の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、医療機関ごとに1ヵ月間に支払う自己負担額が、外来・入院とも区分に応じた限度額までとなり、入院時の食事代についても減額されます。(柔道整復、鍼灸、あんまマッサージの施術などは除く)

認定証の更新時期は毎年8月1日です。現在、減額認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる方には、7月15日頃に新しい減額認定証を被保険者証と一緒に送付する予定です。世帯員全員が住民税非課税の方で減額認定証の申請をされていない場合は、保険年金グループに申請してください。



後期高齢者医療制度の 保険料額決定通知書を送付します

▶問合せ 保険年金グループ ☎079 (435) 2581
兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局 (コールセンター) ☎078 (326) 2021
※電話番号はおかけ間違いのないようにお願いします。

平成28年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を平成28年7月15日頃送付します。
後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者お一人おひとりにお支払いいただきます。
後期高齢者医療制度の保険料を決める基準である保険料率 (均等割額と所得割率) は2年ごとに見直され、平成28年度の保険料率は以下のとおりです。

保険料の計算方法

$$\text{①均等割額 } 48,297\text{円} + \left(\text{平成27年1~12月の総所得金額等}(\ast) - \text{基礎控除額 } 33\text{万円} \right) \times \text{所得割率 } 10.17\% = \text{①+② } 28\text{年度保険料額 (最高限度額) } 57\text{万円}$$

※総所得金額等とは収入額から控除額を引いた金額です。(ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、医療費控除額、障害者控除額、扶養控除額等の所得控除額は含みません)

保険料のお支払い方法

- 保険料のお支払いは、以下の2通りとなります。
- ①年金からのお支払い【特別徴収】
特にお手続きいただく必要はありません。
また、口座振替によるお支払いに変更することができます。詳しくは保険年金グループにご相談ください。
 - ②口座振替や納付書でのお支払い【普通徴収】
7月から翌年3月まで毎月お支払いいただきます。年金の受給額が年額18万円未満の方、後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の1/2を超える方が対象です。

所得の低い方の軽減

- 以下の方は、平成27年中の所得に応じて平成28年度の保険料が軽減されます。
- ①均等割額の軽減 (平成28年度)
同一世帯内の被保険者と世帯主の平成27年中の総所得金額等が次の基準額以下の場合、均等割額が軽減されます。
- | 総所得金額等 (被保険者+世帯主) が次の基準以下の世帯 | 軽減割合 (軽減後の均等割額: 年額) |
|---|---------------------|
| 基礎控除額 (33万円) 世帯内の被保険者全員の所得 (公的年金等控除額は80万円として計算する) が0円 | 9割 (4,829円) ※1 |
| 基礎控除額 (33万円) 上記以外 | 8.5割 (7,244円) ※1 |
| 基礎控除額 (33万円) + 26.5万円 (※2) × 被保険者数 | 5割 (24,148円) |
| 基礎控除額 (33万円) + 48万円 (※2) × 被保険者数 | 2割 (38,637円) |
- ※1 本来は7割軽減ですが、特例措置により9割または8.5割軽減となります。
※2 平成28年度保険料の低所得者軽減措置が拡充されました。
(注) 65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定されます。(年金特別控除)

- ②所得割額の軽減 (平成28年度)
所得割額算定にかかる所得 (総所得金額等 - 基礎控除額33万円) が58万円 (年金収入のみの場合、収入額が211万円) 以下の方は、特例措置により所得割額が5割軽減されます。

被扶養者だった方の軽減 (平成28年度)

制度に加入する前日に、会社の健康保険等の被用者保険の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割額が本来5割軽減ですが、特例措置により9割軽減されます。
該当される方は保険年金グループにお申し出ください。
なお、国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は対象となりません。

保険料の減免及び徴収猶予

災害で大きな損害を受けたとき、所得の著しい減少があったとき、他の被保険者や世帯主が死亡したことなどにより世帯の所得が軽減判定基準以下となるとき、一定期間給付の制限を受けたときで、保険料を納めることが困難な方は、申請により保険料が減免される場合や一定期間保険料の徴収が猶予される場合があります。詳しくは保険年金グループにご相談ください。

医療給付費は、年々上昇しています

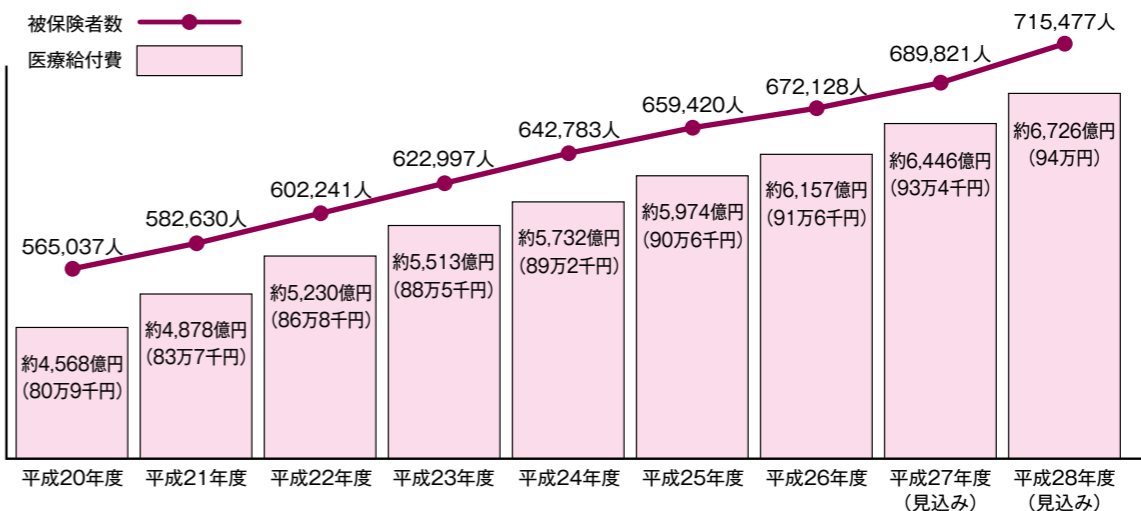
▼問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2581



後期高齢者医療の保険料は、診療報酬改定と併せて2年に1度、改定されます。

改定に伴う保険料の上昇要因のひとつには、下記の参考資料にありますように、医療給付費が年々上昇していることがあげられます。

◎医療給付費は、年々上昇の一途をたどっています。
◎医療給付費の約1割を高齢者の保険料でまかなう仕組みとなっています。



※被保険者数は年度の平均値
※平成20年度の医療給付費は4月～翌年2月診療分を12ヵ月に換算して計上
※()は1人当たりの医療給付費

救命率向上のために バイスタンダーの心的サポート体制を整えます

▶問い合わせ 加古川市消防本部 救急課 ☎079(427)6552



バイスタンダーとは、救急現場に偶然居合わせた人のことです。救急隊が到着するまでに、バイスタンダーが心臓、呼吸が停止した人や大けがをした人に対し、心肺蘇生法などの応急手当を行ったことで、精神的なストレスを感じる場合があります。消防本部では救急現場で応急処置などを行っていたバイスタンダーに対し、心的ストレスを軽減するためのサポート体制を構築しました。

場で、バイスタンダーに「バイスタンダーサポートカード」をお渡しすることで、勇気ある行動に対する感謝を表し、あわせて「消防本部救急課」という相談窓口を伝え、同課が中心となって専門的機関や医療機関とも連携を図り、バイスタンダーの心的サポートを行います。

今までは、「応急手当をしてから、眠れない、苦しい。けれども、どこに相談したらよいかわからない」と思われていた場面でも、これからは、応急手当の現

救急現場に居合わせたバイスタンダーの心的サポート
加古川市消防本部救急課 ☎079(427)6552
平日8:30~17:15
ご相談の際は、救急現場で応急手当を行ったことをお伝えください。一人で悩まずお気軽にご相談ください。

応急手当を行ってくださった方へ
あなたの勇気ある行動に感謝します
ありがとうございました

応急手当を行ったことで、心や体に不安なことがありましたら、裏面の相談窓口にご相談ください。

加古川市消防本部

～犯罪や交通事故にあわれた方へ～

公益社団法人ひょうご被害者支援センター 電話相談 ☎078(367)7833
祝日を除く火・水・金・土10:00~16:00(無料)
面接での法律相談・心理相談も無料で行っております。電話相談にて予約が必要です。

年金

国民年金保険料の免除・若年者納付猶予制度

国民年金の第一号被保険者(自営業や学生など)は、毎月の保険料(平成28年度は月額1万6千260円)を納める必要があります。

しかしながら収入の減少や失業などにより国民年金保険料を納めることが困難な場合には、「国民年金保険料免除・若年者納付猶予制度」の手続きを行ってください。

※学生の方は、学生納付特例制度があります。詳細は5月号の広報をご覧ください。

「免除制度」は、全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除の4段階があります。申請をして本人、世帯主、配偶者の前年の所得が一定額以下と認められれば保険料の納付の全額もしくは一部を免除されます。

「若年者納付猶予制度」は、20歳から30歳未満の方で、本人・配偶者の前年の所得が一定額以下と認められれば保険料の納付が猶予されます。

免除の所得基準

本人・世帯主・配偶者それぞれの前年所得が、下記の所得基準の範囲内であれば免除などを受けることができます。

- 全額免除
35万円×(扶養親族などの数+1)+22万円
- 4分の3免除
78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など
- 半額免除
118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など
- 4分の1免除制度
158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など

若年者納付猶予の所得基準

本人・配偶者それぞれの前年所得が、下記の所得基準の範囲内であれば猶予を受けることができます。
35万円×(扶養親族などの数+1)+22万円

また、申請免除・若年者納付猶予は、申請月から過去2年1ヵ月分をさかのぼって申請することができます。こちらは、随時受付しています。

失業などの特例免除制度
失業などを理由とした免除は、失業などのあった月の前月から免除対象となり、申請年度の前年以降に失業などの事由が発生していることが条件となっています。通常審査の対象となる退職者の所得の状況を除外して審査が行われます。申請には、失業等の証明書類が必要です(下記の

添付書類参照)。
ただし、配偶者・世帯主に一定以上の所得があるときは認められないことがあります。また、配偶者・世帯主が退職(失業)したときにもこの制度を利用できます。

免除などの申請方法
免除などの申請は、「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を住民登録している市区町村役場の国民年金担当窓口へ添付書類を添えて提出します。複数年度の免除を申請する際は年度毎の枚数の申請書を提出します。

添付書類
①年金手帳または納付書など基礎年金番号のわかるもの
②認め印
③退職・失業した人が申請を行うときは、退職・失業したことを確認できる公的機関所証明(雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証等)の写し

▼問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2581
加古川年金事務所 ☎079(427)4743